

神戸市省エネ設備更新補助金交付要綱

令和8年5月15日 局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市省エネ設備更新補助金に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社に該当し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当するもの
- (2) 中堅企業者 会社法第2条第1号に規定する会社に該当し、かつ産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に該当するもの
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 中小企業者又は中堅企業者であること
 - (2) 神戸市内に事業所を有し、神戸市税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税）の納税義務者であること
 - (3) 神戸市税に滞納および未申告の税がないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除くものとする。
- (1) みなし大企業
 - (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は暴力団等が経営に事実上参画している者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
 - (4) 宗教活動又は政治活動を主たる事業目的とする者
 - (5) その他、補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が認める者

(補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、事業所で使用する設備の更新であり、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市内の事業所で現に使用している設備の更新であること
- (2) 事業活動に専用する業務用設備の更新であること
- (3) 更新後の設備が第5条に規定する要件を満たすものであること
- (4) 事業所の省エネルギー化に資するものであること
- (5) 更新後の設備を補助事業者が自ら所有し、光熱費を自ら負担するものであること
- (6) 補助対象経費の総額が30万円以上かつ、7設備以内の更新であること

(対象設備)

第5条 補助事業の対象となる更新後の設備は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備の購入に係る経費（設備本体と一体的な付属設備にかかる経費も含む）
- (2) 設備の設置及び既設設備の撤去にかかる経費
- (3) 既設設備の処分にかかる経費
- (4) 既設設備の撤去及び新規設備の設置のための運搬にかかる経費
- (5) その他市長が適当と認める経費

2 消費税等の公租公課及び、神戸市又は他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けている設備にかかる経費、その他適当でないと市長が認める経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費の2分の1または50万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の額を、対象経費の2分の1または75万円のいずれか低い方の額とする。

- (1) 兵庫県・神戸市「ひょうご脱炭素経営スクール」修了者または令和8年度受講決定者
- (2) 令和6年度又は7年度に、(公財)こうべ産業・就労支援財団「カーボンニュートラル支援事業」を受けて中小企業版 SBT 認証の取得が完了している者、又は令和8年度の支援対象で、実績報告までに中小企業版 SBT 認証取得の申請を行う予定である者

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 宣誓・同意書
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては開業届等の写し
- (4) 神戸市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請を行うことができるのは、補助事業者あたり1回のみとする。ただし、申請を取下げた場合、又は補助事業廃止の決定を受けた場合は、再度申請を行うことができる。

3 第1項の申請は、オンライン申請の方法によって受け付けるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするとき、又は同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、予め市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、オンラインの方法によって受け付けるものとする。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の通知を行ったあと、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書によって補助事業者へ通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得した設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供させてはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納入した場合、若しくは市長が定める期間を経過した場合、又は市長が承認した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の規定により算出される耐用年数とする。ただし、5 年を超えるものは 5 年とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

【別表1】（第5条関係）

設備区分	要件
業務用高効率空調	下記①～③のいずれかに該当すること
業務用給湯器	① 国の「省エネルギー化投資促進支援事業費補助金・設備単位型」で、補助対象設備としてカタログ掲載されている製品
冷凍冷蔵設備	② トップランナー基準を達成する製品 ※業務用製品に限る
産業用モータ	③ グリーン購入法調達基準に適合する製品 ※業務用製品に限る
LED 照明	蛍光灯等から LED への交換 ※照明器具本体の更新工事を伴うものに限る ※電球のみの交換、バイパス工事による更新は対象外